

令和7年度第2回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和7年12月26日(金)午後2時15分~午後4時00分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	柴田 直子 委員長 梶田 佳孝 委員 小澤 敦史 委員 日比 亮太郎 委員
事務局	契約検査課、農水産課、道路整備課、教育施設課、建築住宅課
傍聴者	なし

開会 契約検査課長が挨拶し、柴田委員長の進行で開会する。

議題1 入札・契約手続の運用状況報告

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局から、指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち令和7年6月3日から令和7年9月17日までに入札公告が行われた工事・コンサル・工事に係る一般委託の案件、令和6年度に平塚市で執行された契約金額1千万円以上の物品・委託の案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

委員：指名停止は本社と営業所でそれぞれ指名停止があるということか。

事務局：本市の場合、神奈川電子入札の共同システムを使っており、入札参加資格は本社登録と支店登録と両方登録している場合があり、そういう場合は両方とも指名停止となる。

委員：平均落札率は例年に比べて大体同じか。

事務局：一般競争入札の方は概ね変わらない。総合評価については高くなっている。土木工事が多いと落札率は低く、営繕工事が多いと落札率は高くなる傾向が見られる。

委員：7頁の物品・一般委託の一覧があるが、それぞれに分けた資料はあるか。また前年と比べて増減はあるか。

事務局：物品と一般委託を分けた一覧の資料はない。昨年度抽出対象(R5年度分)は、競争入札が38件、随意契約が110件、総数にすると148件である。今年度抽出対象(R6年度分)の総数は178件であるので、総数でみると30件増えているが、各年度によって割と件数に違いがある。

委員長：質問がなければ議題2に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた梶田委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

（1）平塚漁港西防波堤（1）機能保全工事その3

抽出理由：随意契約となったので、その経緯を確認したい。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【農水産課から工事の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経過を説明】

委員：資料8、9頁の発注基準に、「基準によらないものは、総務部長の承認を得てから発注するものとする」と記載がある。この案件は、発注基準どおりに一度一般競争入札にかけたとしても、再入札は望めないことが見込まれ、地域区分を「市内のみ」から拡大するため、総務部長の承認を得たということか。また、発注基準に追加要件を加えるとき、その承認自体は書面形式で残され、担保性はあるものか。

事務局：本案件を一般競争入札したときの入札参加条件について、「地域要件の拡大」の追加要件を加えた理由はお見込みのとおりである。この様に、公告時の発注基準に追加要件を加える場合は、総務部長に必ず書面にて決裁いただいた上で入札参加条件を決定している。

委員：この金額で利益が出ると認識した上で見積りを提出している3者がいる状況で、この案件の一般競争入札をした際、応札者がいないというのはどの様な状況か。

事務局：本案件では、設計金額等の積算時に市が直接業者から見積りを取ってはいない。土木一式工事のうち特殊な漁港の工事であるため、一般的には、市より専門性の高い知識がある神奈川県漁港建設協会（以下、協会）に見積りを依頼している。協会は、所属する業者の中から、「平塚市の漁港」という条件をわかっている業者、または専門性の高い技術を持っている業者等を3者選び見積りが提出されている認識である。その金額をもとに設計金額を出している。

委員：3者の見積り額に、大きい差はないか。また、予定価格と落札金額の差が0.4%となっているがこの点はどの様な認識か。

事務局：そこまでの差はなかった。見積りを参考に積算しているため、漁港の標準歩掛とは違うが同条件での積算を求めており、単価自体は共通であることから大体同じような金額が出てきたと認識している。また、実際に入札する際には、設計図書等で明確になっている部分もあるため、利益を考えどの程度の価格で入札額とすれば、落札できるというのは業者としてはわかるという認識である。御指摘のとおりだが、土木一式工事の積算にて予定価格が算出しやすいという現状はある。

委員：入札参加の意思表示をした8者すべてが辞退した。この工事のどの点が難しいと判断されたと想定されるか。

事務局：応札いただけなかった業者に伺ったわけではないが、漁港の工事は、通常の土木一式工事に比べ、特に専門的な技術を必要とする点、天候に左右され工期もかかる点等難しい工事であると考える。これまでの経験上、入札参加条件を決定する前にも、地域要件を市内のみと

する発注では落札が難しいだろうと推測していた。入札参加の意思表示をした8者の中、港湾専門の業者も辞退となった具体的な理由までは調査しきれていない。

委員：この案件の受注者である鈴木組は、漁港の難しい工事を今までよく引き受けられていると感じた。過去の漁港工事案件「その1」と「その2」を受注しており、審議案件となった「その3」の一般競争入札が不調となれば、鈴木組との随意契約となるのはある程度自然な流れである。

委員：この様な外部への見積りは、どういう案件のときに取得するか。

事務局：土木工事であれば、土木積算システムで算出できるものは不要である。標準積算にないようなものは、単価が出せないため、工事主管課から外部に見積りを取る必要がある。建築の営繕工事であれば、特殊な工法の工事、下水処理施設に設置する機器やポンプ等の機械設備である。積算にてその単価が必要な機器についてはメーカーや代理店から見積りを取得している。また、本案件は土木一式のうちの港湾工事であり、工事そのものの見積りを協会に依頼し、取得している。

委員：この案件は、不落隨契のため書面での審査と認識しているが、公共工事随意契約審査会ではどういう点を審議されているか。

事務局：本案件は不落隨契のため書面開催となっているが、他の随意契約でその業者にしかできない工事で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する案件、プロポーザル方式の案件等を審議にかけている。公平性を保てているか否か、本市の随意契約ガイドラインの各号に基づいている契約となるか審査させていただいている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

（2）バリアフリー整備工事（須馬踏切）

抽出理由：入札が1者のみで、辞退が12者だったので、その経緯を確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：この最低制限価格というのは、明示されているものか。

事務局：案件ごとの明示はしていない。最低制限価格の算出式をホームページ上で掲示している。案件ごとに積算額、予定価格を出せば最低制限価格も式に基づき算出できる。土木工事については最低制限価格での競争になることが多く、建築営繕工事に比べ抽選になるような案件が多くなってきている。このバリアフリー整備工事についても、ほかの土木工事と同様に積算は容易で、最低制限価格と同額の応札になっているのではないかと想定できる。

委員：工事終了後、総額いくらかかったか、金額・利益等市は把握しているか。

事務局：実際にかかった金額利益については把握していない。

委 員：時期をずらせば、もう少し競争できた可能性はあるのではないか。資料にある時間帯等の条件が冬季は厳しかったのではと思われる。

事務局：なるべく早く発注したい案件ではあったが、鉄道事業者との協議がなかなか整わないというところもあった。

委 員：バリアフリー整備工事について、積算は易しいとの説明があったが、失格となっている業者も割とい。その辺りはどの様な認識か。

事務局：積算時の歩掛は一般的に神奈川県が使っているものを準用しており、不明な単価も土木積算では公表している。ある程度容易に出せるため、そこまで難しいという認識は持っていない。資料にある類似案件の失格となった入札額では、個別単価を間違う、入力ミス等単純なものも想定される。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

（3）金田公民館大規模改修工事（建築）

抽出理由：入札が1者のみだったので、その経緯を確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委 員：本案件は2億円を超える大規模な高額な工事であることが、総合評価方式を採用した理由づけとされていたが、その他に総合評価方式を採用する事例はあるか。

事務局：予定価格5千万円を超える案件については総合評価方式とできないか内部で一旦検討している。国は、金額だけでなく優良な企業選べることや、適正な工事ができることを確約した工事ができること等から、公共工事については総合評価方式を活用するように通達している。本市としてもなるべく総合評価方式を活用したいが、ある程度余裕のある工期設定があり、金額が高く難しい工事案件については、一度審査会にかけ総合評価方式とするか否か決定している。

委 員：総合評価の自己申告点がかなり低くなった業者があった場合に、審議等の取り扱いにかけられるはあるか。

事務局：総合評価の自己申告点は、内部の技術審査会にかけている。また、総合評価方式の案件であれば、調査基準価格というものを設け、低入札価格調査を行う場合がある。入札額が最低限度価格からその調査基準価格の範囲内となった場合は、ダンピングの有無、適正な価格か否か審査する。なお、本案件については、調査基準価格の間には入っておらず適正であると判断される。

委 員：資料にある1回目の入札と2回目の入札は同日か。

事務局：本市で電子入札システムにて入札を行う際、午前中第1回目の入札にて、予定価格超過で落札候補者が決まらず、価格は公になっていない場合は、同日午後に同条件で再入札を行っている。この午後第2回目の入札でも落札候補者が決まらない場合は、その日の入札は不調となる。

委員：1回目の入札額は予定価格超過となつたが、2回目の入札額は予定価格の働きによりだいぶ価格が抑えられている。

事務局：建築営繕工事の積算では部材の種類も多く、入札価格はあまり最低制限価格まで下がらない。受注者としては当然利益率も考えるため、全体的には土木積算よりも落札率も高めになる。1回目の入札者であった西山建設は、自身の入札額が超過はしたものの落札に一番近かったことがわかるので、2回目の入札額をどこまで下げられるか、本市の予定価格をある程度算出できた上で価格設定しているものと推察する。

委員：総合評価方式であるから、もう少し応札してほしい所か。受注者も午前1回目はある程度様子見で応札してきた可能性もある。

事務局：同意見である。複数の応札があった上で評価したいところである。

委員：この様な工事案件は、これからも計画的に発注していくか。

事務局：同時期に建てられたものもあり老朽化が進んでいるため、計画したものと続けて発注していく見込みである。

委員：入札した業者は、外何名入札したかわかるか。また、1回目の入札にて、どういう事由で有効な入札がなかったかわかるか。

事務局：入札直後に何名入札したかはわからない。同日2回目の入札を行う場合、その入札時刻と共に「入札価格と最低制限（限度）価格の範囲内で有効な入札はなかった」旨と「入札最低金額」をシステム上で知らせている。本案件にて、1回目の入札者である西山建設は、自身の入札額が価格超過しているものの、落札に一番近い入札額であったことは知ることができる。

委員：総合評価の基準自体は、その案件ごとに少し違う設定をされることがあると、以前説明を受けた。重視すべき項目が違うということであるか。

事務局：総合評価の案件では、第三者と総合評価意見聴取会を行う。まず市で、特別簡易型で行うか、どの評価項目を選択したいか等総合評価の内容を提出し、県の外郭団体である神奈川県都市整備技術センターの専門委員の方々に審査いただく。市が出した案の内容が適正かどうか判断していただき、特に問題がなければ、その内容で公告をすることになる。資料38～44頁が特別簡易型の評価項目とその点数であり、必須項目と選択項目に分けられている。43頁の企業の社会性等は選択項目である。案件ごとに、その評価項目が必要となるか否か契約検査課、工事主管課にて検討し決定している。

委員：総合評価は、通常の一般競争入札よりも多く検証資料として提出物が増え、入札に躊躇する業者もいると想定されるか。

事務局：お見込みのとおり、かなり提出物が増えることも一因として考えられる。また、入札から工事開始までの期間が通常の工事に比べ1か月程かかるため、応札しない場合もあると考えられる。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(4)(仮称)土沢認定こども園新築工事(電気)

抽出理由：落札率が99.21%と高かったため、確認をしたい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経過を説明】

委員：この案件は予定価格と近い価格で落札されているが、追加工事等は生じるか。

事務局：一般的に、履行期間中に建設工事に伴う仕様変更が出てくる案件もあり、その都度協議し、価格変更することもある。本案件では価格と期間共に変更契約は生じてない。

委員：電気工事だと、価格高騰が積算に影響が出てくる等予定価格等の設定も難しいか。この状況はまだまだ続きそうか。

事務局：価格はまだ上がると思われる。来年度も価格改定をどこまで見込むかというのはすごく難しい。最近は予算の時期ということもあり、特に難しさを感じている。

委員長：質問がなければ議題3に移りたいと思います。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの御連絡は下記のとおり。

- ・次回定例会の日程調整の依頼
- ・次回抽出委員の確認

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：御意見ありがとうございました。

以上
(午後4時00分閉会)